



## 送迎の実態を把握

### するための調査

福祉有償運送の実態に係る実地調査が行われる

早十二日(水)午前十時三十分から小倉事業所で、「福祉有償運送の実態に係る実地調査」が行われました。北九州市福祉有償運送の担当課の保健福祉局地域支援部地域福祉推進課より野田久敏地域福祉担当係長と主任の富永恭子氏が来所されました。

この調査は毎年行われており、送迎実態の把握をするための調査です。

初めに野田係長は、「活動報告書及び車両点検表」の確認や運転ボランティアに対する点呼の方法や車両の運転前の点検方法や利用者の登録申請書、送迎料確認証などの必要書類がきちんと揃っているのかを確認されていました。

「コミュニケーションは野田係長より「さわやか」では運転ボランティアさんとのコミュニケーションはどのようなようにされていますか」と質問がありました。

「今年例年になくインフルエンザの流行が早いようです。北九州市内の学校ではすでに学級閉鎖になったところもあります。基本的なことですがうがい・手洗いを行いましょう。」

また「飲酒運転防止対策はどのようにしていますか」と質問があり、それに対して「活動報告書及び車両点検表の中に『飲酒の有無』という欄を設け、注意喚起を行っています。」

### インフルエンザの流行の季節がやってきました

最後に野田係長は、十一月二十日(日)にウエルとばたで開催される『市民ふれあいフェスティバル』で展示ブースを確保するので、

「福祉有償運送」について話せる場を設けてほしいとお願いしました。

また「登録されている利用者の方全員を送迎ができていますか」と質問があり、それに対して「ボランティアさんの不足により週三回しか送迎ができていない利用者の方が多いです。」と説明しました。

また「飲酒運転防止対策はどのようにしていますか」と質問があり、それに対して「活動報告書及び車両点検表の中に『飲酒の有無』という欄を設け、注意喚起を行っています。」

また「登録されている利用者の方全員を送迎ができていますか」と質問があり、それに対して「ボランティアさんの不足により週三回しか送迎ができていない利用者の方が多いです。」と説明しました。

また「登録されている利用者の方全員を送迎ができていますか」と質問があり、それに対して「ボランティアさんの不足により週三回しか送迎ができていない利用者の方が多いです。」と説明しました。

また「登録されている利用者の方全員を送迎ができていますか」と質問があり、それに対して「ボランティアさんの不足により週三回しか送迎ができていない利用者の方が多いです。」と説明しました。

また「登録されている利用者の方全員を送迎ができていますか」と質問があり、それに対して「ボランティアさんの不足により週三回しか送迎ができていない利用者の方が多いです。」と説明しました。

また「登録されている利用者の方全員を送迎ができていますか」と質問があり、それに対して「ボランティアさんの不足により週三回しか送迎ができていない利用者の方が多いです。」と説明しました。

また「登録されている利用者の方全員を送迎ができていますか」と質問があり、それに対して「ボランティアさんの不足により週三回しか送迎ができていない利用者の方が多いです。」と説明しました。

また「登録されている利用者の方全員を送迎ができていますか」と質問があり、それに対して「ボランティアさんの不足により週三回しか送迎ができていない利用者の方が多いです。」と説明しました。

また「登録されている利用者の方全員を送迎ができていますか」と質問があり、それに対して「ボランティアさんの不足により週三回しか送迎ができていない利用者の方が多いです。」と説明しました。

また「登録されている利用者の方全員を送迎ができていますか」と質問があり、それに対して「ボランティアさんの不足により週三回しか送迎ができていない利用者の方が多いです。」と説明しました。



また、自家用有償旅客運送の更新登録の申請が来年の三月にあるので、「ご協力をお願いします」と話され、十一時三十分を終了しました。

## 65歳にともなう介護予防・生活支援サービス

### 事業について

十月二十二日(土)よりウエルとばた六階六A会議室において北九州市障害福祉団体連絡協議会(以下障団連主催)の平成二十八年度第二回障団連全体会が開催されました。「さわやか」から四名が参加し、障団連の各団体から約三十五名の参加がありました。

今回の研修会のテーマは「六十五歳問題に伴う介護予防・生活支援サービス事業について」ということで勉強会を行いました。

北九州市では平成二十八年十月から要支援の認定を受けたい方が利用する介護保険サービスの一部を国が定めていた「全国一律のサービス」から北九州市が独自で行う「介護予防・生活支援サービス事業」へ順次移行することによって、

具体的には「介護予防・生活支援サービス」と題して田津係長は「介護予防・生活支援サービス事業とは介護保険の要支援一・二の認定を受けた方で、尚且つ訪問介護(ホームヘルプサービス)及び通所介護(デイサービス)が全国一律のサービスから市町村の事業に見直していく制度改正が平成二十七年四月からはじまりました。

また、障団連でも障害者差別解消法の条例づくりに向けて協議を重ねながら行っていますのでよろしく願います」と挨拶がありました。

北九州市からは保健福祉局地域支援担当課総合事業担当係長 田津真一氏と同局障害者支援課障害者事業支援係長 樋口聡氏が参加されました。

研修会は「介護予防・生活支援サービス事業」要支援認定者に対するサービス」と題して田津係長は「介護予防・生活支援サービス事業とは介護保険の要支援一・二の認定を受けた方で、尚且つ訪問介護(ホームヘルプサービス)及び通所介護(デイサービス)が全国一律のサービスから市町村の事業に見直していく制度改正が平成二十七年四月からはじまりました。

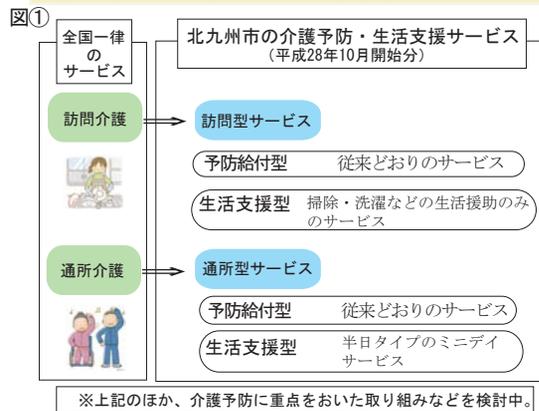
研修会は「介護予防・生活支援サービス事業」要支援認定者に対するサービス」と題して田津係長は「介護予防・生活支援サービス事業とは介護保険の要支援一・二の認定を受けた方で、尚且つ訪問介護(ホームヘルプサービス)及び通所介護(デイサービス)が全国一律のサービスから市町村の事業に見直していく制度改正が平成二十七年四月からはじまりました。

研修会は「介護予防・生活支援サービス事業」要支援認定者に対するサービス」と題して田津係長は「介護予防・生活支援サービス事業とは介護保険の要支援一・二の認定を受けた方で、尚且つ訪問介護(ホームヘルプサービス)及び通所介護(デイサービス)が全国一律のサービスから市町村の事業に見直していく制度改正が平成二十七年四月からはじまりました。



(裏面につづく)

## 北九州市の介護予防・生活支援サービス事業



（表面よりつづき）  
この制度は来年の四月までは全国の市町村で見直しをしますが、北九州市では今年の十月から見直しをされています。

従って、ホームヘルプサービスとデイサービス以外の介護保険サービスを利用して、変更はありません。

**身体介護と**

**生活援助に分けられる**  
ホームヘルプサービス（訪問介護）を大きく二つに分けると身体介護と生活援助に分けられます。

要支援一・二の方のほとんどは生活援助のみをご利用になると思います。

北九州市でも身体介護を利用されている方はほとんどいません。

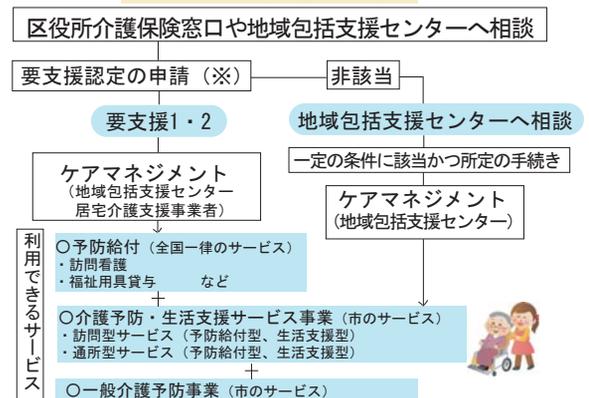
予防給付型と生活支援型の違いは図①を参考にしてください。

この予防給付と生活支援のサービスはあくまでも一律な考えで、利用者のニーズをきちんと聞かせていただき、ケアマネージャーと利用者、その家族に相談させていた中で判断させていただきます。

通所型サービスの予防給付型は従来どおりです。生活支援型のサービスは二〜三時間程度のデイサービスが利用でき、体操やレクリエーション等を通じて生活機能や社会的機能の維持や向上を図るサービスです。

サービス提供者は介護保険事業者の他に、市の研修を受けたNPOや企業などの多様な担い手の方がサービスを提供します。

## サービス利用の流れ



サービス事業の利用に関しては、北九州市に住民票を登録している人で

① 要支援一・二の認定を受けている人

② 事業対象者※

①、②の対象者はこのサービス事業を利用できます。

※要支援認定の申請が非該当になった方も国が定める基本チェックリストで該当されれば、介護予防・生活支援サービスを受けることができます。

北九州市では原則、要介護認定を申請することになっていません。図②参照

**介護優先の規定は**

継続される

障害給付における介護優先については、従来の保険給付の場合と同様介護優先の規定は継続されます。図③参照



障団連全体会の様子

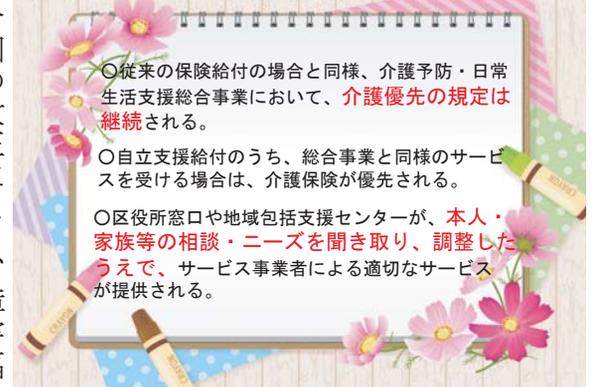
今回の改正により、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの介護保険サービスに優先的に利用されることとなります。

しかし、障害者はその心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けられない可能性があるを一概に判断することは困難です。

障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

従って、市町村では、障害者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けられることが可能か否かを適切

## 介護優先の規定



に判断することが必要です。

サービス事業開始時期については十月一日から申請を受け付けていますので、各区役所の保健福祉課介護保険担当または、地域包括支援センターまでご相談ください」と話されました。

その後の質疑応答では、多くの質問が出ました。

その中で、六五歳で障害福祉サービスから介護サービスに変わるときにサービスの量が変わってくる可能性があり、相談できる場所を地域包括センターだけでなく、これまでの状況が良くわかっていない、障害福祉のケアマネージャーなども一緒にできないか？という意見などもありました。

それに対し、「将来的には介護と障害のサービスを併用でき、事業所を変えることなくサービスを受けることができるように、国の方でも検討を始めたのではないかと話されています。

**より良い高齢期を**

**迎えられるように**

また、視覚障害者友好協会の高橋朱美氏は「今後障害福祉課と介護保険課が連携をとってより良い高齢期を迎えられるように障害支援を行ってほしいです」と述べられました。研修会は正午に終了しました。